

新旧対照表（佐賀県認定リサイクル製品利用推進要綱）

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である

改正（案）	現行
<p>（変更の届出等）</p> <p>第7条 認定事業者（前条第2項の規定により認定期間が更新された者を含む。以下同じ。）は、循環資源の性状・供給源の変更、製造方法の変更等、認定基準の適合性に影響を与える可能性がある変更を行うときは、当該変更が生じる日の30日以上前に、様式第4号により知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、必要に応じ、前項の届出の内容が、認定基準の適合性に影響を与えないことが確認されるまで、認定の効力を停止することができる。</p> <p><u>3 認定事業者は、既に認定されている製品と製造工程及び原料の性状、適合する規格、供給源、配合率等が同一の製品について、新たに認定製品として追加を希望するときは、様式第5号により申請することができる。</u></p> <p><u>4 知事は、前項の追加申請があったときは内容を確認し、内容が適正であると認めるときは、新たに製品を追加した第3条第3項の規定による認定証を当該認定事業者に交付するとともに、公表するものとする。</u></p> <p><u>5 第3項の申請による製品の追加の場合、前項の有効期限は、既に認定されている製品の有効期限までとする。</u></p> <p><u>6 認定事業者は、認定製品の製造を終了したとき、又は認定継続を希望しないときは、速やかに第6号様式により知事に届け</u></p>	<p>（変更の届出等）</p> <p>第7条 認定事業者（前条第2項の規定により認定期間が更新された者を含む。以下同じ。）は、循環資源の性状・供給源の変更、製造方法の変更等、認定基準の適合性に影響を与える可能性がある変更を行うときは、当該変更が生じる日の30日以上前に、様式第4号により知事にその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 知事は、必要に応じ、前項の届出の内容が、認定基準の適合性に影響を与えないことが確認されるまで、認定の効力を停止することができる。</p> <p><u>新設</u></p> <p><u>3 認定事業者は、認定製品の製造を終了したとき、又は認定継続を希望しないときは、速やかに第5号様式により知事に届け</u></p>

出なければならない。

(認定事業者の責務)

第11条 認定事業者は、6月30日までに、前年度の認定製品の製造加工・販売の状況及び第5条各号への適合状況等について、様式第7号により知事に報告しなければならない。

2～4 略

別表 佐賀県認定リサイクル製品品質基準
略

佐賀県認定リサイクル製品循環資源配合率

循環資源	製品類型	配合率
略	略	略
廃プラスチック類	<u>プラスチック資材</u> <u>(プリンター、型枠、衣服、身の回り品、工業用製品 等)</u>	<u>おおむね</u> <u>50%以上</u>
<u>焼却灰</u>	<u>再生材料を使用したタイル・ブロック、</u>	<u>おおむね</u>
<u>ばいじん</u>	<u>地盤改良材、固化材 等</u>	<u>計40%以上</u>
略	略	略

出なければならない。

(認定事業者の責務)

第11条 認定事業者は、6月30日までに、前年度の認定製品の製造加工・販売の状況及び第5条各号への適合状況等について、様式第6号により知事に報告しなければならない。

2～4 略

別表 佐賀県認定リサイクル製品品質基準
略

佐賀県認定リサイクル製品循環資源配合率

循環資源	製品類型	配合率
略	略	略
廃プラスチック類	<u>再生材料を使用したプラスチック再生品</u> <u>(擬木、プリンター、型枠 等)</u>	<u>おおむね</u> <u>70%以上</u>
	<u>再生PET樹脂を使用した再生品</u> <u>(衣服、身の回り品、履物、工業用製品 等)</u>	<u>おおむね50%</u> <u>以上</u>
<u>焼却灰</u>	<u>再生材料を使用したタイル・ブロック</u>	<u>おおむね</u> <u>40%以上</u>
略	略	略

様式第1号～様式第4号 略

様式第5号(第7条第3項関係)

佐賀県認定リサイクル製品追加申請書

____年 ____月 ____日

佐賀県知事 様

申請者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

佐賀県リサイクル製品利用推進要綱第7条第3項の規定により、次のとおり認定製品の追加を申請します。

<u>1 認定番号</u>			
<u>2 品目名</u>			
<u>3 製品名</u>	<u>変 更 前</u>	<u>追 加 製 品</u>	<u>変 更 後</u>

(注1) 様式に記載できない場合は、別紙記載して添付すること。

(注2) 追加製品は変更前製品と製造工程、原材料の性状、適合

様式第1号～様式第4号 略

新設

する規格、供給源、配合率等が同一の製品に限る。

様式第6号(第7条第6項関係)

佐賀県認定リサイクル製品認定取下届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

佐賀県リサイクル製品利用推進要綱第7条第6項の規定により、次のとおり認定製品の認定取下げについて届け出ます。

1 品 目	
2 製品名	
3 認定年月日及び 認定番号	年 月 日 第 号
4 取下げの理由	

様式第5号(第7条第3項関係)

佐賀県認定リサイクル製品認定取下届出書

年 月 日

佐賀県知事 様

届出者

住 所

氏 名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

佐賀県リサイクル製品利用推進要綱第7条第3項の規定により、次のとおり認定製品の認定取下げについて届け出ます。

1 品 目	
2 製品名	
3 認定年月日及び 認定番号	年 月 日 第 号
4 取下げの理由	

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 2 添付書類
 - ・ 認定証（原本）

様式第 7 号（第 11 条第 1 項関係）

佐賀県認定リサイクル製品状況報告書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

佐賀県リサイクル製品利用推進要綱第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた製品の認定基準への適合状況について、同要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

備考

- 1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。
- 2 添付書類
 - ・ 認定証（原本）

様式第 6 号（第 11 条第 1 項関係）

佐賀県認定リサイクル製品状況報告書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

佐賀県リサイクル製品利用推進要綱第 3 条第 1 項の規定により認定を受けた製品の認定基準への適合状況について、同要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

1 報告対象の製品

1 認定製品名	
2 認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
3 有効期限	年 月 日

2 認定製品の状況

1 使用する循環資源	循環資源の名称	
	発生場所及び名称	
	使用割合 (うち県内割合)	
2 適用する安全基準		
3 適用する規格基準		
4 主な販売先及び数量		

3 認定製品の生産・販売等の実績

(t、m³)

区 分		年 月 日～ 年 月 日
原 料 種 別		

1 報告対象の製品

1 認定製品名	
2 認定年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
3 有効期限	年 月 日

2 認定製品の状況

1 使用する循環資源	循環資源の名称	
	発生場所及び名称	
	使用割合 (うち県内割合)	
2 適用する安全基準		
3 適用する規格基準		
4 主な販売先及び数量		

3 認定製品の生産・販売等の実績

(t、m³)

区 分		年 月 日～ 年 月 日
原 料 種 別		

投入量		
	小計	
生産量		
販売量		
期末在庫量		

4 認定製品製造収支実績

(千円)

区分	年月日～ 年月日
認定製品売上高	
処理受託費	
【収益】	
【費用】	
《損益》	

(注1)「処理受託料」は、申請者が廃棄物処分業者の場合のみ記載してください。

(注2) 必要に応じて、行を追加してください。

(注3)【収益】には、認定製品売上高と処理受託費の合計額を記入してください。

(注4)【費用】には認定製品の製造に要した費用を記入してください。

(注5) 損益には、【収益】から【費用】を引いた金額を記入してください。

投入量		
	小計	
生産量		
販売量		
期末在庫量		

4 認定製品製造収支実績

(千円)

区分	年月日～ 年月日
認定製品売上高	
処理受託費	
【収益】	
【費用】	
《損益》	

(注1)「処理受託料」は、申請者が廃棄物処分業者の場合のみ記載してください。

(注2) 必要に応じて、行を追加してください。

(注3)【収益】には、認定製品売上高と処理受託費の合計額を記入してください。

(注4)【費用】には認定製品の製造に要した費用を記入してください。

(注5) 損益には、【収益】から【費用】を引いた金額を記入してください。

<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。2 添付書類<ol style="list-style-type: none">① 当該製品製造フロー図（変更がある場合）② 規格・安全性に関する品質基準に適合していることを証する書類③ 製造・販売にあたって法令上の許認可等が必要な場合、その許可証等の写し（認定後更新があった場合）④ その他参考となる資料	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none">1 この様式に記載できない場合は、別紙に記載して添付すること。2 添付書類<ol style="list-style-type: none">① 当該製品製造フロー図（変更がある場合）② 規格・安全性に関する品質基準に適合していることを証する書類③ 製造・販売にあたって法令上の許認可等が必要な場合、その許可証等の写し（認定後更新があった場合）④ その他参考となる資料
--	--

附則

この要綱は、令和5年2月13日から施行する。